

## 【企業用】「秋田県合同就職面接会」参加にあたっての留意事項

平成30年 6月22日  
秋田県移住・定住促進課

- 1 企業の受付は当日の正午から、開会は午後1時からです。**午後0時45分までには受付を済ませ、着席してください。**  
当日は駐車場を用意しておりません。公共交通機関又は会場周辺の有料駐車場を利用し、時間に余裕をもってお越しください。
- 2 会場内では名札を着用してください。各企業所定の名札がない場合、受付で名札ホルダーを貸与しますので、名刺を入れてご利用ください。
- 3 企業ブースには、1企業当たり長テーブル1脚及び椅子2脚を設置します。周囲にパーテーションは設置しません。また、通行の支障となるため、床上へ看板・のぼり・スクリーン等は設置しないでください。  
企業担当者の入場は2名までとします。これを超える人数の入場はお控えください。
- 4 会場で使用する機器は、パソコン・タブレット・卓上スクリーン等、机上に載る程度のもので、電力消費量が多い機器や床置きタイプの機器の使用はお控えください。  
また、複数の機器を使用する場合は各自タップ等をお持ちください。
- 5 学生等は「企業訪問カード」を持って企業ブースを訪問しますので、1枚を受け取った後に面接を始めてください。  
多数の学生等が順番を待つ場合には、1回の面接時間を決めるなどして、効率よく時間内に終了するようにしてください。  
ブースに掲示するタイムスケジュールの様式は、秋田県就活情報サイト「KocchAke! (こっちゃけ)」及び秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の開催案内ページからダウンロードできます。
- 6 公正な採用選考のため、別記「注意事項」を遵守してください。
- 7 これまで当課が作成してきた「参加企業概要」は、秋田県就活情報サイト「KocchAke! (こっちゃけ)」への掲載をもって代えますので、同サイトの掲載内容を常に見直し、現況とずれがないようにしてください。
- 8 ハローワークにおける新卒者（平成30年度卒業予定者）の求人の受理は平成30年2月1日に開始しています。参加企業は、開催前日までに、所管のハローワークに必ず求人を出してください。
- 9 会社案内等の資料を、当日、会場の資料提供コーナーに配置することができます。  
事前に会場に送付する場合は、次の宛先へ品名欄を記入のうえ、日程を指定して発送してください。  
○宛先：〒010-0001 秋田市中通2-6-1 秋田ビューホテル気付

○品名欄：8／21 合同就職面接会資料（使用）と記入すること。

○日程：8月16日（木）から8月20日（月）までに到着すること。

- 10 やむを得ず参加を辞退する場合、速やかに電話及びメールで連絡してください。  
ただし、参加学生等の混乱を招くおそれが大きいため、開催日の7日前以降の辞退は厳に慎んでください。
  
- 11 面接会終了後、面接者の内定状況についての調査を予定していますので、調査の際は御協力をお願いします。
  
- 12 連絡先  
秋田県移住・定住促進課 電 話：018-860-1248  
メール：hello3751@mail2.pref.akita.jp

## 別記 注意事項

『公正な採用選考』を行う基本は、

- ① 募者に広く門戸を開くこと
- ② 本人のもつ適正・能力以外のことを採用基準にしないことにあります。

このため次の事項にご留意ください。

### 1 エントリーシート等における注意事項

応募・採用選考時の関係書類において、就職差別につながるおそれがあるため、次の項目を含まないものを用いてください。

- ・本籍・出生地に関する項目。
- ・現住所の略図等に関する項目。
- ・家族に関する項目。（職業、続柄、健康、病歴、地位、学歴、収入、資産など）
- ・生活環境・家庭環境に関する項目。（収入水準、家柄など）
- ・宗教、支持政党、生活信条、思想、愛読書等に関する項目。

### 2 面接時の注意事項

(1) 次の質問を行うことで本人に責任のない事項の把握から、就職差別につながるおそれがあるため、面接時に求めることがないようお願いします。

- ・本籍、出身地に関する事。
- ・家族に関する事。（職業、続柄、健康、病歴、地位、学歴、収入、資産など）
- ・住宅状況に関する事。（間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など）
- ・住宅環境・家庭環境などに関する事。（収入水準、家柄など）

(2) 次の質問を行うことで本来自由であるべき事項の把握から、就職差別につながるおそれがあるため、面接時に求めることがないようお願いします。

- ・宗教に関する事。
- ・支持政党に関する事。
- ・人生観、生活信条などに関する事。
- ・尊敬する人物に関する事。
- ・思想に関する事。
- ・労働組合（加入状況や活動歴）、学生運動など社会活動に関する事。
- ・購読新聞、雑誌、愛読書などに関する事。

(3) 労働者の募集・採用において性別によって差別することは、男女雇用機会均等法第5条（以下、同法）で禁止されており、その具体的な内容は指針で定められています。また、実質的に性別を理由とする間接差別となるおそれのあるものについても同法7条で禁止されており、その具体的な内容として同法施行規則第2条で定められているところです。

### 3. 採用選考の方法

採用選考時には次の点を順守してください。

- ・身元調査によって収集される情報の中には、無責任な風評等が含まれることがある

ことため実施しないこと。

- ・ 応募者の適正と能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要が認められない採用選考時の健康診断（血液検査、色覚検査など）を実施しないこと。
- ・ 所定の様式例に基づかない事項を含んだ応募用紙「社用紙」を使用しないこと。

公正な採用選考にあたっては厚生労働省のHPで掲載しております「公正採用事業主啓発用リーフレット」をご確認されるか、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。